

令和6年6月6日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 小金澤 健司  
(公印省略)

「令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（豪州市場）」の  
委託に係る企画提案の再募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り再募集いたします。

敬具

### 記

- 1 委託事業名 令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（豪州市場）
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和6年12月10日（火）
- 3 主な業務委託内容
  - (1) 道内F A Mトリップ及びセミナー、商談会の実施
  - (2) 豪州内の媒体を活用した北海道のプロモーション活動
  - (3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案及び実施
- 4 事業費（上限） 19,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 5 今後のスケジュール（予定）

6月6日（木）	公示、観光機構WEBサイト掲載
6月13日（木）	企画提案参加表明締切
6月21日（金）	企画提案書の提出期限
6月25日（火）	企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定 ※いずれも予定
7月上旬	契約締結、業務開始
- 6 事業説明会について  
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日より3営業日（6月17日（月））の15時までメールで受付します。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。

### 【お問合せ】

公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション TEL：011-231-0941

担当：澤 康幸 [y\\_sawa@visithkd.or.jp](mailto:y_sawa@visithkd.or.jp)

坂本 博文 [h\\_sakamoto@visithkd.or.jp](mailto:h_sakamoto@visithkd.or.jp)

以上

# 「令和6年度 欧米豪F I T旅行者誘客・受入事業（豪州市場）」に係る 企画提案募集要領（指示書）

## 1. 目的

観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年度からの新たな「観光立国推進基本計画」が決定し、国は「訪日外国人旅行消費額5兆円、国内旅行消費額20兆円の早期達成を目指すとともに、令和7年までに、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数100地域、訪日外国人旅行消費額単価20万円/人、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数2泊等」の目標を掲げた。

アフターコロナで訪日旅行者が回復傾向にある中、北海道は観光消費額の高い Adventure Travel（以下「AT」という。）顧客、富裕層の欧米豪 Foreign Independent Tour または Free Individual (Independent) Traveler（以下「FIT」という。）顧客、更には北海道のグリーンシーズン時の訪日客誘客に向けた取組が重要である一方、プロモーションやセールスにおける取組には課題が多い。

本事業では、豪州事業者の招聘及びセミナー・商談会の開催、現地媒体を活用したプロモーション活動を通じ、課題に向けた取組を実施し、北海道の認知度向上及び来道誘客促進を図る。

## 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり民間企業等に委託して実施。

## 3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

- ① 道内に本・支店等を有する次のいずれかに該当する者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること。）

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 5. 委託事業費（上限） 19,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間 契約締結日～令和6年12月10日（火）

### (1) 業務スケジュール

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 6月6日（木）  | 公示、観光機構WEBサイト掲載                  |
| 6月13日（木） | 企画提案参加表明締切                       |
| 6月21日（金） | 企画提案書の提出期限                       |
| 6月25日（火） | 企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定 ※いずれも予定 |
| 7月上旬     | 契約締結、業務開始                        |

※日程については変更となる場合がある為、その都度確認すること。

### (2) 業務完了日

令和6年12月10日（火）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

### (3) 委託費の支払

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

令和5年度より観光機構の重点施策として推進する「AT」「ナイトタイムエコノミー」「ワインツーリズム」「ケアツーリズム」の各テーマ別観光の他、「富裕層（主に Modern Luxury 層）」も重点ターゲットとした上で、北海道のプロモーション実施と誘客に繋がる為の取組を提案すること。

### (1) 道内FAMトリップ及びセミナー、商談会の実施

#### ① FAMトリップ (Familiarization Trip。以下「FAM」という。)

豪州内及び日本国内に拠点のある豪州メディア及び旅行会社等を招聘。北海道内でのFAMを実施し、リアルな北海道の魅力等を体験していただく。また、FAMを通じ、招聘者が豪州内で体験したこと等の情報発信をすることで、訪日旅行客に向けたプロモーション展開を可能とする。

ア 開催日 令和6年9月中旬～10月上旬

イ 招聘者 豪州内及び日本国内に拠点を置く豪州のメディア及び旅行会社等  
8社8名以上

ウ 行程 7.の冒頭に記載のテーマに適した北海道のエリア、コンテンツ、体験、宿泊施設等を含めた3泊4日

#### エ 実施に向けた注意点

- ・北海道をプロモーションするにあたり、最も効果的と思われる者を選定また提案し、併せて参加確約を促すこと。また予定している招聘者の参加が叶わない場合、代案として同等クラスの招聘者を選定または提案すること。
- ・招聘候補者を企画提案書に掲示し、受託後は観光機構と協議の上、決定すること。
- ・招聘者の参加条件として、FAM終了後、メディア関係者は自社のSNSまたはその他の媒体を活用した、現地訪日旅行客に対する北海道のプロモーションを行うこと。旅行会社は、北海道内を含めた商品造成及び販売を行うこととし、それらの成果については受託事業者が集約し、観光機構に報告すること。
- ・FAMは2班に分け、商談会を挟んで前後に実施し、其々の班に適した企画を提案すること。また企画提案するコースは各班1案以上とし、受託後は観光機構と調整の上、実施すること。
- ・必要に応じて、視察する施設や関係各所等の手配及び連絡の調整を行うこと。
- ・実施は全て「英語」とし、語学力に長けた添乗員またツアーガイド（アクティビティガイド）をアサインすること。

- ・出発地は問わないが、F AM前半の最終地及びF AM後半の始発地は「札幌市内」とすること。
- ・荒天等により、予定していた行程が消化できない場合を想定し、代替案を提案すること。
- ・招聘に係る費用（航空券、宿泊、食事、交通費等）、及びそれらに付随する費用（添乗員費用、乗務員費用、貸切ハイヤーまたはバス、駐車料金、高速代、レンタルWi-Fi、招聘者旅行保険等）全ての手配を行い、見積りに含めること。
- ・F AM終了後、招聘者にアンケートを実施し、報告書と併せて提出すること（報告書は、実施時に撮影した画像等も掲載すること）。
- ・実施したコースは終了後、モデルコースとして観光機構のホームページ（英語版）に掲載することとする。
- ・F AM実施時に撮影する映像及び画像等については、報告書に掲載し、著作権等は観光機構に帰属すること。

## ② セミナー、商談会

7-(1)-①の招聘者に北海道の魅力を周知する為のセミナー、及び北海道のメディア、旅行事業者、宿泊施設等との商談会を実施し、今後の北海道プロモーションの提案及び誘客へと繋げる。

ア 開催日 令和6年9月中旬～10月上旬で実施するF AM（前半・後半）の間

イ 参加者 海外バイヤー F AM招聘者

国内セラー 北海道内でA T、富裕層（Modern Luxury層）を取り扱う  
旅行会社、宿泊施設及びメディア等

ウ 開催場所 札幌市内のホテル

エ 実施に向けた注意点

- ・会場は、設備が整い、音響やアクセスの良いホテルを準備すること。
- ・実施また使用言語は「英語」で、語学力に長けた方を司会者とし、進行すること。
- ・セミナーに必要なプレゼン資料等の作成を行い、海外バイヤーが役立つようなプログラムを提案すること。
- ・商談会におけるセラーの参加者選定また人数等を含め、どのような方法で実施することが最適かを提案すること。また北海道らしいランチを準備また提供し、サステナブルに配慮した取組についても提案すること。
- ・商談会終了後、参加者全員にアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。

## (2) 豪州内の媒体を活用した北海道のプロモーション活動

北海道の観光スポットをはじめ、A Tや富裕層向けの映像、また観光コンテンツを活用し、豪州内の媒体を通じてプロモーションを展開する。

### ① プロモーション活動

ア エリア 豪州内（シドニー、メルボルン、ブリスベン、パース等）

イ 媒体 テレビ局、ラジオ局、新聞や旅行雑誌等の紙媒体、広告、SNS等

ウ 時期 7月～11月の間

エ 回数 2回以上

オ 宣伝費 3,000,000円（税込）以上

カ 実施に向けた注意点

- ・豪州内で効果的と思われる媒体を通じ、どのようなものを活用し、どのように訪日旅行者に対しアプローチを試み、またそれによりどのような効果をもたらし、北海道の誘客に繋げるのか、プロモーション方法を踏まえ具体的な提案を示すこと。
- ・宣伝後の費用対効果をはじめとする効果測定を行い、集計また分析を行うこと。

<参考> 北海道観光振興機構 YouTubeチャンネル

[Hokkaido Love! - YouTube](#)

※プロモーション時については、これらのオフライン映像を貸出する

- (3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案、実施  
(1)～(2)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画や  
広告宣伝等を、委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(4) K P I

- |                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| ・ 招聘者 F A M、セミナー、商談会 参加者数      | 8社8名以上       |
| ・ F A M参加(メディア)媒体プロモーション数      | 1回以上(1名に付)   |
| ・ F A M参加(旅行会社)北海道を含む旅行商品造成と販売 | 1コース以上(1名に付) |
| ・ 豪州内の媒体を活用した北海道のプロモーション活動     | 2回以上         |

(5) 権利関係について

事業の取組内容に応じた成果、効果測定、分析を行い、次年度以降の誘客のターゲティングや適切なコンテンツ等、取組の指針となるよう報告書を作成すること。

① 事業報告書(最終版)

- ・ F A M招聘者アンケートによる分析データ
- ・ 豪州内の媒体を活用したプロモーションによる分析データ
- ・ 訪日旅行全体及び北海道を目的地とする旅行の比較分析データ
- ・ 報告書は日本語でA4版、両面印刷で80ページ以内にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。
- ・ 印刷物2部及びデータや制作、撮影したもの全てをU S Bに収め、提出すること。

② 情報の提供について

- ・ 次年度以降も営業や情報発信を継続する必要性の高い現地旅行会社やメディア等をリストアップし、情報を提供すること。

③ 権利関係の整理について

- ・ 7-(1)及び(2)の報告書は、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
- ・ 当事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。

④ セミナー等で作成したプレゼン資料やF A M実施時の動画及び画像等の著作権は、観光機構所有とすること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限 令和6年6月13日(木) 15時迄
- (2) 表明先 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部  
担当: 澤 康幸 [y\\_sawa@visithkd.or.jp](mailto:y_sawa@visithkd.or.jp)  
坂本 博文 [h\\_sakamoto@visithkd.or.jp](mailto:h_sakamoto@visithkd.or.jp)
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する(書式自由)。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載す

ること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外（特に豪州）でのBtoB及びBtoCプロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計も併せて明記すること。（課税及び不課税の有無含む）協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

※謝金、交通費、宿泊料、会場使用料、出展料、送料、取材費、制作費、広告掲載費等

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版／両面、40ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで、必要に応じてA3版用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例）メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 6部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部  
担当：澤 康幸

(3) 提出期限 令和6年6月21日（金） 15時 **※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3名までとします。

### 13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

### 14. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

### 15. 再委託について

(1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

### 16. その他

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。

(3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

## (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（豪州市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

## (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（豪州市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

## (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

## (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

## (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

## (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

## (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

## (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

## (業務担当責任者及び業務従事者)

